正規・非正規 イコール・ペイ・アクション

同一労働同一賃金ガイドラインで
会計年度任用職員　再任用職員
公務公共関係職場で働く職員
均等待遇の実現を

処遇改善のチャンス、仲間をふやして要求実現しよう

自治体で働く会計年度任用職員の賃金・諸手当（住居、扶養等）、休暇等の処遇改善のチャンスです。

また、再任用職員もガイドラインの趣旨をふまえれば、賃金や一時金の格差は解消し、扶養手当等は当然支給すべきです。

実現にむけて仲間をふやし署名（裏面）にとりくみましょう。

自治体正規職員との不合理な格差

項目＼任用形態	再任用職員	会計年度任用職員	
		フルタイム	パートタイム
期末・勤勉手当	×（※支給率に格差あり）	◎	◎
退職手当	×（※定年退職時に支給）	◎（※要件あり）	×
扶養手当	×	×→◎	×→◎
住居手当	◎	×→◎	×→◎
病気休暇・休職	◎	×	×
夏季休暇等	◎	×	×

◎格差なし（自治体によって格差あり）　○格差解消　×格差あり
※総務省は９月28日に「会計年度任用職員には、扶養手当及び住居手当を支給する必要がある」との通知を発出しました。

厚生労働省 民間向け 改正「同一労働同一賃金ガイドライン」とは？

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者の間で、待遇（給与・諸手当、福利厚生など）の不合理な格差を設けることを禁止しています。「同一労働同一賃金ガイドライン」はその考え方や具体例を示したものです。今回の改正により、10月１日からは退職手当のほか、家族手当・住宅手当等も差別的取り扱いが明確に禁止されます。

各種手当・福利厚生に共通する主な留意事項
- ○通常の労働者の待遇引き下げによる待遇差の解消はダメ
- ○定年後に継続雇用された有期雇用労働者も対象
- ○「正社員人材の確保」を理由とした待遇格差はダメ
- ○無期雇用フルタイム労働者も均衡を留意すべき

公務公共関係労働者もガイドラインにそった賃金・労働条件に改善しよう

改正「同一労働同一賃金ガイドライン」によって、
○民間企業・公務公共関係職場…10月1日から全面適用

○会計年度任用職員等…確実に制度改善するためには法改正と財源保障等が重要

自治労連
〒112-0012 東京都文京区大塚 4-10-7
Tel 03−5978−3580　Fax 03−5978−3588